

# シルバー ふれあい

第282号

令和7年2月10日発行

(公社)長瀬町シルバー人材センター

〒369-1311 長瀬町岩田1720-2

☎66-0948

fax 66-4555

Eメール nagatoro01@sjc.ne.jp

## 配分金計算書等の個別配布は3月で終了します!!

配分金明細書と本紙広報ふれあい等の文書は、地域役員さんを通して個別にお届けしてきましたが、令和7年4月からはSmile to Smileでお送りすることといたします。

Smile to Smileのご利用が難しい方や、今までどおり紙の配分金明細書を希望する方は、事務所まで受取に来てください。毎月15日までにお渡しできるよう準備しておきます。就業報告書を提出する際に受け取ると、二度手間にならずよいでしょう。

まだSmile to Smileの登録をしていない方は、早めに登録してください。登録の方法が分からない方は、個別にご相談ください。



## フリーランス法の施行に伴う契約方法の変更について

今までの契約は、「発注者からシルバーへの委託」「シルバーから会員への再委託」の2段階でしたが、今後は発注者・シルバー・会員の3者による包括的な契約となります。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

しかし、心配はいりません。実際の就業に際して何も変わることがないからです。今までどおりセンターが仕事の案内（マッチング）とサポートをいたします。お金の受取も変わりありません。

## 就業報告書の提出は、お早めに！

最近、就業報告書の記載不備や提出が遅い人が見受けられます。発注者への請求や配分金の支払いに影響しますので、就業終了後、速やかに提出してください！

## 確定申告について

所得には事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、雑所得、一時所得などがあります。

シルバーの仕事で得た配分金は雑所得、派遣就業の賃金は給与所得となります。配分金を受け取った方は1月にお送りした支払証明書を、派遣就業の賃金を受け取った方は埼玉県シルバー人材センター連合（いきいき埼玉）から送られる源泉徴収票を使って申告をしてください。



所得税（税務署）の確定申告は「年金所得者に係る確定申告不要制度」（公的年金等が400万円以下で公的年金以外の所得額が20万円以下の場合は確定申告の必要がない）がありますが、住民税（長瀬町）の申告は必要となるので忘れないでください。確定申告や住民税の申告に関することは、税務署又は町役場税務課に問い合わせてください。

冬道の事故防止 「冬道は 急がず焦らず ゆっくり運転」